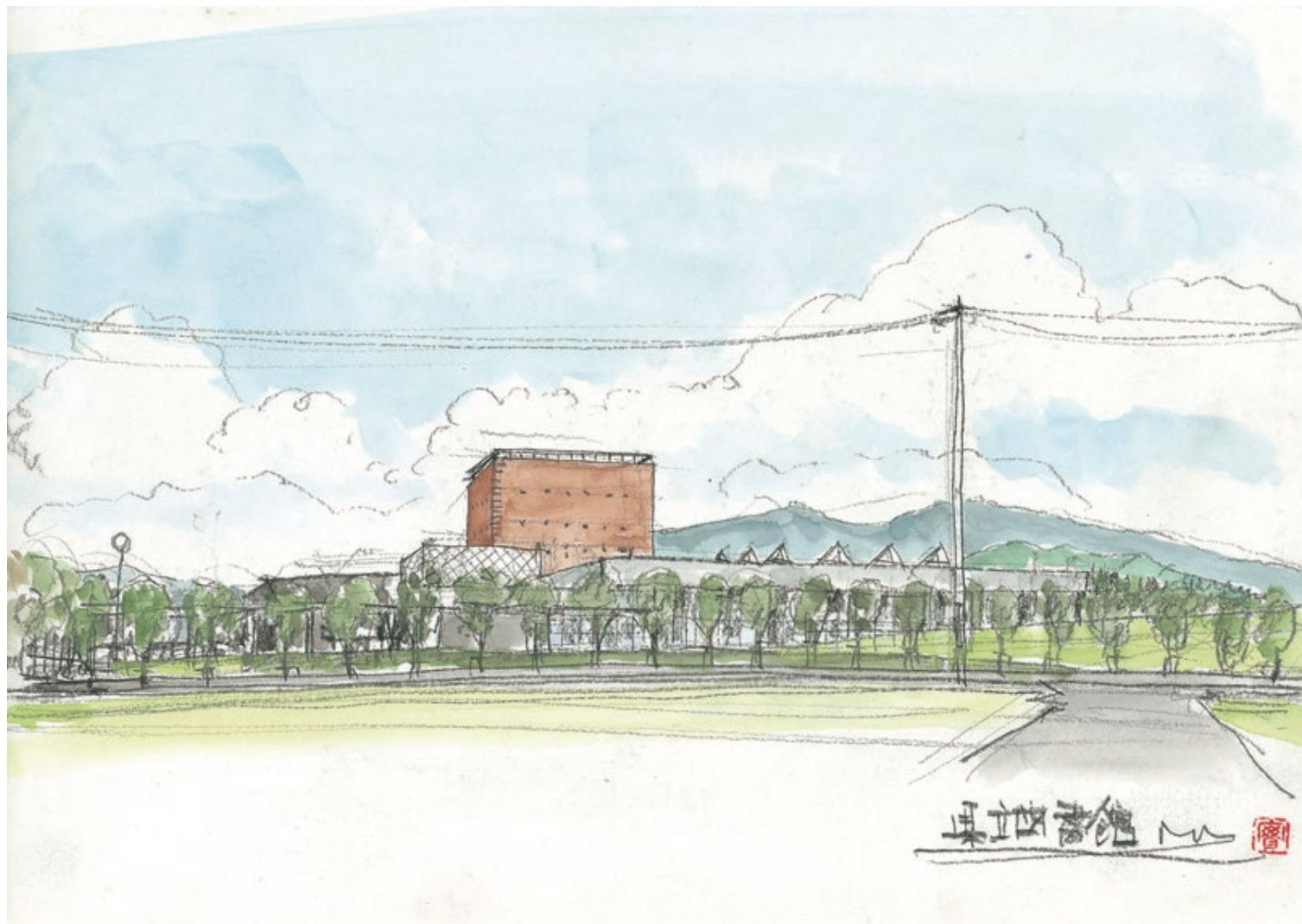


ふくい

社会保険

2020年
2・3月号



福井の建物

福井県立図書館（福井市下馬町）

田園風景の中に浮かぶ赤いテラコッタの書庫が印象的。福井県文書館、福井県ふるさと文学館を併設しています。福井駅前から無料のフレンドリーバスが運行されています。

画／松宮 実

（株）松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

職場内で回覧しましょう

社会保険協会からのお知らせ

全国の契約ホテル等を優待料金で利用できる

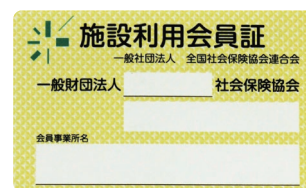
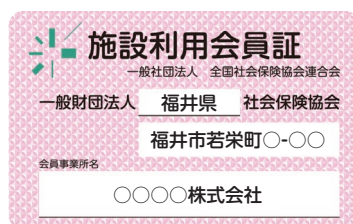
「施設利用会員証」をご利用ください

会員事業所様向けの施設優待事業として、以下の優待施設を利用される場合に宿泊料金等の割引が受けられる「施設利用会員証」を発行しています。家族旅行や出張などにぜひご利用ください。

現会員証(黄色)をお持ちの事業所様も、3月31日で有効期限が切れるため、再度申込みをお願いします。

新しい「施設利用会員証」を発行しています

新会員証は
交付時から使えます
有効期限
2023年3月31日



優待施設

- ホテル法華クラブグループ(19施設)
- 高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)
- プリンスホテル優待プラン(全国のホテル、スキー場、ゴルフ場)
- 湯快リゾート(29施設)
- ダイワロイヤルホテル(27施設)
- かんぽの宿(37施設)
- HMI ホテルグループ(53施設)
- 船員保険会(4施設)

その他にも多くの宿泊施設、日帰り施設がございます。詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

申込方法

- ①当協会ホームページの「各種ダウンロード」から右記の「施設利用会員証 申込書」を印刷する。

当協会ホームページ <http://www.fukui-shahokyo.jp/>

- ②94円切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、当協会に郵送する。

※配付枚数は原則、1事業所1枚とさせていただきます。
複数枚ご希望の場合は、当協会にお電話にてご相談ください。

施設利用会員証 申込書

事業所名	
事業所所在地	
事業所記号・番号	(記入欄: 〇1-799 12345)
電話番号	()
担当者のお名前	
申込枚数	1枚

返信用封筒(送付先の住所・地名を記入し、94円切手を貼付)を同封のうえ郵送でお申し込みください。

▲施設利用会員証 申込書

お申し込み・お問い合わせ

(一財)福井県社会保険協会 〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階 TEL0776(53)8016 FAX0776(53)8112

新歌舞伎座特別幹旋のご案内

- 4月「島津重矢 特別公演」 【電話予約受付期間】受付中～2月26日(水)
- 4月「THE G.S 栄光のグループサウンズ」 【電話予約受付期間】受付中～2月26日(水)
- 5月「水森かおりコンサート」 【電話予約受付期間】3月17日(火)～3月31日(火)

予約専用
ダイヤル

06-7730-2683

(受付時間:午前11時～午後6時)

※上記受付期間中に電話でお申込みください。
※ご予約の際に必ず「福井県社会保険協会あつせんA割引」と伝えてください。

公演内容の詳細や申込方法(お申込みから代金のお支払いまでの流れ等)の詳細については、
当協会ホームページ(www.fukui-shahokyo.jp)をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ

あなたの将来を支えます

20歳になったら国民年金!!

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者として毎月、保険料を納める必要があります。

国民年金の加入について

20歳になってから、概ね2週間以内に以下のお知らせ等を送付いたします※。

- ① 国民年金加入のお知らせ ② 国民年金保険料納付書 ③ 国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）
④ 保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書 ⑤ 返信用封筒

※厚生年金保険または共済年金に加入している方にはお送りしません。

年金手帳

上記のお知らせ送付後に別途送付いたします。
年金手帳は、保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。
(20歳になる前に、厚生年金保険の被保険者だった方、共済年金に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方(していた方)は、すでに年金手帳をお持ちのためお送りしません。)

なお、以下に該当する方は、国民年金第1号被保険者として加入する必要はありません。

- 20歳直前で海外出国され、「国民年金加入のお知らせ」が届いた方
➡ お近くの年金事務所へご連絡ください。
- 20歳になったときに、配偶者(厚生年金保険・共済年金に加入されている方)の扶養となっている方
➡ 配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

保険料の納付は前納がお得!

保険料は、上記の「国民年金加入のお知らせ」に同封している納付書で、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口、または電子納付(ペイジー、インターネットバンキング)により納付できます。支払い方法として口座振替やクレジットカード納付も可能です。また、保険料を6カ月、1年、2年分をまとめて前払い(前納)すると保険料が割引され、お得です。
※令和2年4月分からの「口座振替による前納」にかかる申出受付期限は、令和2年2月28日(金)となっていますのでご注意ください。

保険料の免除・納付猶予制度があります

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や「障害基礎年金」、「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料の納付を「免除」または「猶予」する制度があります。

学生納付特例制度

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

「ねんきんネット」で年金記録の確認や年金の見込額試算ができます

「ねんきんネット」は、年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも確認できるサービスです。

◆「ねんきんネット」でできること

- 年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」や「被保険者記録照会回答票」の確認・ダウンロード
- 年金の受給に関する各種通知書の確認や届書の簡単作成 など

◆登録は、ねんきんネット特設サイトから



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆様へ
新しく社員を
採用したときは

厚生年金・健康保険の 手続きをお忘れなく！

「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」をご提出ください

就職や退職など、3月・4月は異動の多い時期です。従業員を採用したときは、被保険者資格に関する手続きを忘れずに行ってください。また、従業員の家族が就職した場合など、被扶養者に異動があったときにも、手続きを忘れずをお願いします。



被保険者

●従業員はすべて「被保険者」となります

適用事業所に常時使用される人は、その人の意思・国籍・報酬額に関係なく、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

パート・アルバイト勤務の方についても、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が一般従業員の3/4以上ある方は被保険者となります。

また、一般従業員の3/4未満であっても、次の条件を満たす方は被保険者となります。

条件

- 1 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
- 2 1カ月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること
- 3 雇用期間の見込が1年以上であること
- 4 学生でないこと

従業員が501人以上の会社で働いている方

社会保険の加入対象になります。

従業員が500人以下の会社で働いている方

勤め先の会社において労使で合意がなされれば、社会保険の加入対象になります。

●「資格取得届」を必ず提出してください

被保険者の資格は、届出をして保険者の確認を受ける必要がありますので、資格取得日（P.5参照）から5日以内に「被保険者資格取得届」を提出してください。

提出先：事務センターへ郵送（P.5参照）、または事業所の所在地を管轄する年金事務所に提出

資格取得届 提出時に 必要な書類

- ①被扶養者がいる場合…被扶養者（異動）届
- ②60歳以上の退職後継続再雇用の場合（原則として資格喪失届と同時提出）
「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類および再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」等
- ③国保組合加入者の場合…健康保険適用除外申請書



注意事項

従業員の基礎年金番号がわからないときは、マイナンバーをご記入ください。
どちらもわからないときは「年金手帳再交付申請書」も一緒に提出してください。

日本年金機構からのお知らせ

被保険者の資格取得日

●被保険者の資格は、「事実上の使用関係が始まった日※」に取得します

具体的には次のとおりです。

1. 適用事業所に使用されるようになった日 2. パートから常用になった日 等

(注)入社後、一定の試用期間や研修期間が設けられている場合でも、事実上の使用関係が発生しますので、入社の日から被保険者となります。



※「事実上の使用関係が始まった日」とは

報酬が発生する日をさしますが、具体的には、給料の支払い方法によって次のとおり異なります。

例 4月1日に採用され、4月10日から勤務した場合

- ① 1カ月分の給料が支払われる場合→資格取得日は4月1日
- ② 給料が日割計算で支払われる場合→資格取得日は4月10日

●年金事務所からの通知については、被保険者の方へ確実にお知らせください

届書等は事務センターへ
直接郵送してください

〈事務センターへ郵送していただくメリット〉

年金事務所でお預かりした届書等は、管轄の事務センターで、届書の審査・入力処理・発送業務を一括して行っています。届書等を事務センターへ直接郵送していただくことにより、少しでも早くお客様のお手元に健康保険被保険者証や通知書等をお届けすることが可能となります。

令和2年2月3日(月)からは、二以上事業所勤務被保険者関係の届書についても事務センターで処理を行っていますので、直接郵送してください。

届書等の送付先

〒541-8533 日本年金機構 大阪広域事務センター

※郵便番号と事務センター名のみで届きます。 ※事務センターでは来訪による受付は行っていません。

◆届書用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。
届書の記入例も掲載していますので、ご活用ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

●お問い合わせ先(自動音声案内に従って **3** を選択した後、**1** または **2** を押してください。)

各年金事務所「厚生年金適用調査担当課」 福井0776(23)4518 武生0778(23)1126 敦賀0770(23)9904

協会けんぽからのお知らせ

令和
2年度

生活習慣病予防健診の予約が始まります！

3月2日(月)から

35～74歳の加入者ご本人(被保険者)の方を対象とした【令和2年度生活習慣病予防健診】の予約が始まります。年度内1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助いたしますので、7,169円で健診を受けられます。ぜひご活用ください。

協会けんぽ福井支部のホームページで健診機関を確認し、3月2日から電話で予約できます！

ココが変わります！ 協会けんぽへの申込みは不要となります

これまで、生活習慣病予防健診を受診するには、健診機関への予約申込みのほか、協会けんぽへも申込みが必要でしたが、加入者(被保険者)・事業主様の事務軽減のため、**令和2年4月1日受診分**から、**協会けんぽへの申込みが不要となります。**

健診機関への予約申込みだけで健診を受けられます。

※申込書の提出および情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。



受診までの手続きは？

STEP1. 受診を希望する健診機関に予約する



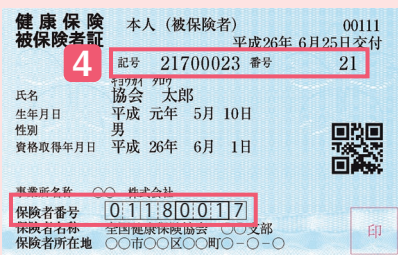
協会けんぽの生活習慣病予防健診の予約をしたいのですが。
受診希望日は○月○日です。



健診機関への予約時に伝えることは…

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 保険者番号
- 4 保険証の記号・番号
- 5 受診する健診項目
- 6 健診希望日
- 7 連絡先(住所・電話番号等)

3



STEP2. 健診を受ける

健診当日は保険証を必ずご持参ください

ご注意ください！

事業主様向け健診案内の内容を変更

毎年3月下旬に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付していましたが、**令和2年度受診分**からは、申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診**対象者一覧**を送付します。健診機関への予約申込みの際に、ご活用ください。なお、当該一覧は申込書ではないため、**協会けんぽへの提出は不要です。**

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部

検索

TEL0776(27)8304
保健グループ

限度額適用認定証とは？

ステップ1 送る >>>>>>> ステップ2 届く >>>>>>> ステップ3 見せる

医療機関の窓口で
保険証とあわせて提示

TEL0776(27)8302
業務グループ

TEL0776(27)8303
レセプトグループ

れんこんとブロッコリーのしょうが風味サラダ

●材料(2人分)

ブロッコリー …… 1/5 房 (40g)
れんこん …… 1/3 節 (50g)
にんじん …… 1/5 本 (30g)
くるみ …… 10g
オリーブオイル… 小さじ1
リーフレタス… 2枚

(A) しょうが
(すりおろし) …… 小さじ1
砂糖 …… 小さじ1
しょうゆ …… 小さじ1
酢 …… 小さじ1

●作り方

- 1 ブロッコリーを小房に分け、熱湯で30秒ゆで、ざるに上げて水気を切る。
- 2 れんこん、にんじんは皮をむいて薄い半月切り、くるみは粗刻みにする。
- 3 フライパンにオリーブオイルを入れて中火で、れんこん、にんじんを炒め、火が通ったら、ブロッコリーとくるみを加え、(A)を入れて味を調える。
- 4 器にリーフレタスをしき、③を盛り付ける。

Pick
up

しょうが

辛味成分はジンゲロールとショウガオール。血行促進や発汗作用があり、体を温める効果があります。これらの成分を効率よく摂取するには、細かく刻むかすりおろすのがベストです。

料理制作／柴田真希(管理栄養士)

撮影／花田真知子 スタイル／佐藤絵理



I N F O R M A T I O N

●年金事務所相談のご案内

	日	月	火	水	木	金	土
2月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
4月	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25

■ 8:30～17:15

■ 8:30～19:00 (相談時間を延長)

■ 9:30～16:00 (休日相談日)

●出張相談所の受付日時

事前にご予約のうえ、必ず予約時間までにご来場ください

(注) 12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

●勝山市民会館

3月12日(木) 10:00～15:30

4月17日(金) 10:00～15:30

●坂井地域交流センター(いねす)

2月20日(木) 10:00～15:30

3月19日(木) 10:00～15:30

4月16日(木) 10:00～15:30

●大野商工会議所

2月27日(木) 10:00～15:30

3月26日(木) 10:00～15:30

4月23日(木) 10:00～15:30

●小浜市文化会館4階(小浜市役所横)

2月27日(木) 10:00～15:00

3月12日(木)・26日(木) 10:00～15:00

4月 9日(木)・23日(木) 10:00～15:00

街角の年金相談センター福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1AOSA2階 月～金曜日9:00～17:15

年金の予約相談を実施しています。ぜひご利用ください!

予約の申し込みは、予約受付専用電話または県内の年金事務所へ!

(受付時間) 月～金(平日) 8:30～17:15

予約受付
専用電話ゴ ヨ ャ ク ラ
0570-05-4890

福井年金事務所 0776(23)4518 (自動音声案内)

武生年金事務所 0778(23)1126 (自動音声案内)

敦賀年金事務所 0770(23)9904 (自動音声案内)

健康保険・
厚生年金保険

保険料は納付期限までに納めましょう!

被保険者の皆様とご家族の医療費や公的年金は、皆様が毎月納めていただく健康保険料および厚生年金保険料を財源としています。

このため、保険料を納付期限までに納めていただくことが大切となります。

社会保険料の納付には便利で確実な
「口座振替」をぜひご利用ください

毎月の保険料を、指定の金融機関の預金口座から振替で納めていただきますと、金融機関などの窓口に行く手間が省けるうえ、納付忘れもなく、大変便利です。

●お問い合わせ先(自動音声案内に従って「4」を押してください)

各年金事務所「厚生年金徴収担当課」 福井／0776(23)4518 武生／0778(23)1126 敦賀／0770(23)9904